

(公印省略)

学字第448-11号

令和2年5月15日

各市町村放課後児童健全育成事業担当課長 様

群馬県生活こども部
私学・子育て支援課長 上原 美奈子

新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県の緊急事態措置解除
に伴う放課後児童クラブの対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

既に御承知のとおり、5月14日付けで本県に対する緊急事態措置の区域指定が解除されましたが、本県では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、県民・事業者の皆様のお外出自粛、休業要請を段階的に緩和していくため、県独自の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」（別添）を策定し、5月16日から行動基準を「警戒度3」に引き下げることにしています。

今回の警戒度引き下げにより、放課後児童クラブの対応が変わることはありませんが、各市町村におかれましては、引き続き下記のとおり御対応いただくようお願いいたします。

また、今後、「警戒度2」への移行による、受入児童の増加を想定し、「放課後児童クラブ運営指針」や「保育所における感染防止対策ガイドライン（2018年改訂版）」等の再確認と、それらに基づく徹底した感染症防止対策への準備をお願いします。

記

1. 放課後児童クラブに通う子どもの保護者に対し、仕事を休んで家にいることが可能な場合は、利用を控えていただくよう要請するとともに、家に一人であることができない年齢の子どもを持つ医療従事者や、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方等のために、引き続き適切な感染防止対策を講じたうえで、施設の開所に努めてください。
2. 引き続き教育委員会と連携した学校施設の活用や人的体制の確保に努めてください。
特に、管内において学校の再開にあたり分散登校が実施される場合には、放課後児童クラブ、教育委員会、学校と十分に連携し、地域全体としての子どもの居場所づくりに配慮してください。
3. 新型コロナウイルス感染症にかかる対応において、一部医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が指摘されているため、利用者に対する偏見や差別が生じないよう配慮してください。

担当：子育て支援係

電話：027-226-2622